

地域再生法施行令等の一部を改正する政令の概要

内閣府地方創生推進事務局

1. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づく課税の特例関係

「集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域」として、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯を定めることとする（法第5条第4項第5号ロ関係）。

2. 地域来訪者等利便増進活動計画関係

(1) 都市公園に設置することができる来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設又は物件について、以下を規定することとする。（法第17条の7第4項関係）

- ① 自転車駐車で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- ② 観光案内所
- ③ 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家
- ④ 都市公園法第7条第6号に掲げる仮設工作物

(2) 負担金の収納の事務を私人に委託する場合の方法について、以下のとおり規定することとする。（法第17条の8第8項関係）

- ① 認定市町村は、収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示するとともに、受益事業者の見やすい方法により公表しなければならないこと。
- ② 負担金の収納の事務の委託を受けた者は、収納した負担金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令第168条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならないこと。
- ③ 必要があると認めるときは、認定市町村は、負担金の収納の事務について検査することができることとすること。

(3) 法第17条の7第4項に定める施設又は物件を都市公園に設置するための許可基準について、外観及び配置ができる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする等と規定することとする。（法第17条の10関係）

3. 商店街活性化促進事業計画関係

(1) 「使用及び収益を目的とする権利」として、当該商店街活性化促進区域内の建築物又は土地に関する対抗要件を備えた地上権及び賃借権を定めることとする。（法第17条の14第1項関係）

(2) 商店街活性化促進事業関連保証に係る保険料率について、以下のとおり規定することとする。（法第17条の16第3項関係）

- ① 普通保険及び無担保保険 0.41パーセント
（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合 0.35パーセント）
- ② 特別小口保険 0.19パーセント
（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合 0.15パーセント）

4. 施行期日

公布の日